

# 指定訪問型基準緩和サービス（A型）従事者研修実施要領

## 1. 目的

福井市指定訪問型予防給付相当サービス及び指定訪問型基準緩和サービス（A型）事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（以下、「訪問基準要綱」という。）第44条にいう訪問型基準緩和サービス（A型）（以下、「指定訪問型A型サービス」という。）の従事者の要件として必要な「一定の研修」を受講した者を育成することを目的とする。

## 2. 実施主体

本市において指定訪問型A型サービスを提供予定又は提供している（平成29年4月以降）事業所を運営する事業者等

※研修の内容が適正である限り、複数の事業者による合同での実施など柔軟な実施体制を認める。

## 3. 受講対象者

本市において指定訪問型A型サービスを提供予定又は提供している（平成29年4月以降）事業所で勤務を予定する者

## 4. 研修内容

### （1）標準カリキュラム

講座名	内容	講師	標準時間
1. 超高齢社会の現状と高齢者を取り巻く実態	①高齢者をめぐる現状 ②地域包括ケアシステムについて ③地域づくり・支えあいについて	市職員又は各事業所	1.5 時間
2. 介護保険制度と介護予防・日常生活支援総合事業	①介護保険制度について ②介護予防・日常生活支援総合事業		
3. 地域包括支援センター	①包括支援センターの役割等		
4. 高齢者の特徴と対応	①高齢者の心身の状況や疾病 ②栄養・医学等の関連する基礎知識 ③高齢者の家族の理解と支援	各事業所	2.5 時間
5. 認知症の理解等	①認知症サポーター養成講座基本カリキュラム	キャラバンメイト等	1 時間
6. コミュニケーションの基本	①コミュニケーションの方法、訪問時のマナー	各事業所	1 時間
7. 自立支援のための介護技術	①高齢者の尊厳の保持と自立支援 ②生活援助の範囲 ③生活援助に関する基礎知識・技術 ④記録と報告	各事業所	3.5 時間
8. 個人情報と金銭の取り扱い	①個人情報の保護 ②金銭の取り扱い等トラブル回避	各事業所	1.5 時間
9. リスクマネジメントと緊急時の対応	①感染予防・転倒予防 ②事故・病気等の緊急時対応	各事業所	1 時間
10. 実習	講義修了者の実務研修	各事業所	3 時間

## 注 各学習項目の目的等について

### 1. 超高齢社会の現状と高齢者を取り巻く実態

日本の超高齢社会の現状や地域包括ケアシステムの概念等について、本市で作成した「みんなでつくる地域包括ケアの未来」等を利用して学ぶ。また、将来に向けて高齢者を含めた住民同士の助け合いが重要になってきていることを理解してもらう。

### 2. 介護保険制度と介護予防・日常生活支援総合事業

#### 3. 地域包括支援センター

介護保険の被保険者や保険料、認定制度、サービスの利用手順、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターなど、介護に従事する者として基本的に知っておくべき介護保険制度の概要を本市で作成した「介護保険 あんしんガイド」等を利用して理解してもらう。

### 4. 高齢者の特徴と対応

従事者が利用者である高齢者とのコミュニケーションを円滑に図るとともに、高齢者の心身の変化を見逃すことがないよう、老化により生じる高齢者のこころやからだの変化について理解してもらう。

### 5. 認知症の理解等

訪問型サービスA型は認知症高齢者を対象としていないが、利用者に認知症の症状を発見したときには訪問事業責任者等に伝えることができるよう、認知症についてその症状や接し方など基本的なことを理解してもらう。

### 6. コミュニケーションの基本

高齢者宅を訪問する介護に従事する者として、利用者の信頼感を損なうことがないよう、身だしなみや清潔・衛生の確保、利用者との接し方などの基本的な心得及び人権の尊重や守秘義務など介護従業者としての職業倫理について理解してもらう。

### 7. 自立支援のための介護技術

全てをお世話するのではなく、高齢者ができる限り自分でできることは自分で行うことがその人らしいよりよい生活につながる「自立支援」の考え方を理解してもらう。

また、生活援助に係る具体的な知識や技術、他の従事者や責任者等と情報を共有するために必要な記録や報告の方法について演習等も交えて理解してもらう。

特に、訪問型サービスA型は身体介護を一切要しない利用者に対する訪問サービスであり、従業者には身体介護と生活援助の別（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号）」参照）と本サービスでは身体介護を行ない得ないことを明確に指導する。なお、介護予防・日常生活支援総合事業は市町村事業ではあるが、被保険者が納付した保険料や公費を財源とする公的サービスであり、単なる家事サービスではない。このため、訪問型A型サービスとして実施できる生活援助の内容は原則として介護保険給付の対象となる訪問介護と同様であり、利用者以外の家族に係る洗濯、調理や来客への応接等、利用者への生活援助の範囲を超える行為を行うことはできないといった、行って良い行為と行うことができない行為の区別を明確に指導する。

### 8. 個人情報と金銭の取り扱い

特に大きなトラブルにつながりやすい個人情報や金銭の取扱いについてのルールの徹底や基本となる職業倫理について指導する。

### 9. リスクマネジメントと緊急時の対応

感染症や転倒などの事故につながりやすい状況等支援の際に注意を払うべきことについて具体的な事例をあげながら指導する。また、有資格者でない従事者が高齢者宅を訪問する場合、緊急時等の対応について自身では判断がつかないケースが生じる可能性があり、こうした場合に備え、緊急事態が発生した場合、どのように事業所職員と連絡を取り対応の指示を仰ぐべきかなど、指導を行う。

### 10. 実習

2回以上訪問介護員に同行し、訪問介護員による生活援助を見学することを含む。事前に利用者から必ず了承を得ること。

## （2）研修時間

15時間程度

## （3）研修方法

テキスト等は市版の介護職員初任者研修テキストを抜粋して利用するなど標準カリキュラムの内容を満たしていると市が認めたもの（「5. 研修実施までの手順」参照）を利用し、講師は各事業所の経験のある介護福祉士等が講義と演習を交えながら研修を行う。

## **5. 研修実施までの手順**

### **(1) 研修計画の事前承認**

研修の実施主体は、事前に研修カリキュラムや研修時間、利用する教材、講師、対象者等について研修計画承認申請書（別記様式1）を市に提出し、市は内容等が本要綱の基準を満たしていることが確認された場合には、研修計画承認書（別記様式2）を事業所に送付。

### **(2) 研修の実施**

各事業所で研修を実施し、研修受講者には受講証明書（別記様式3）を発行。

### **(3) 研修の実施報告**

研修を実施した研修実施報告書（別記様式4）、受講者名簿、受講記録（出席簿への押印等任意様式）及び受講証明書の写しを各事業所から市へ提出し確認を受け、確認書（別記様式5）の送付を受けた後、訪問型A型サービスへの従事が可能になる。

**特記事項：研修の実施主体となる者は当該研修に関する記録は研修実施修了から5年間保存してください。**